

石狩市障がい者福祉計画の改定案について

石 狩 市

1 計画改定案の趣旨

石狩市では、国の障がい者施策における大きな制度の変遷や改革の状況を踏まえ、平成27年3月、計画期間を6年間とした石狩市障がい者福祉計画（第3期障がい者計画及び第4期障がい福祉計画の2つの計画から構成される計画）を策定しました。

石狩市障がい者福祉計画のうち、第4期障がい福祉計画の期間が平成30年3月に終了すること、また、児童福祉法において、平成30年4月から市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、新たに第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を策定し、これら2つの計画を石狩市障がい者福祉計画として盛り込むため、石狩市障がい者福祉計画を改定します。

2 計画の位置づけ及び性格

(1) 第5期障がい福祉計画の位置づけ等

障がい福祉計画は、障害者総合支援法に位置づけられている障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための行動計画です。

障がい福祉計画は、障がい者計画の中の生活支援施策について、各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な量の見込、見込量確保のための方策、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関することを定めるものです。

(2) 第1期障がい児福祉計画の位置づけ等

障がい児福祉計画は、児童福祉法に位置づけられている障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための行動計画です。各年度における提供体制の確保に係る目標、サービスの種類ごとの必要な見込量及び必要な見込量の確保のための方策を定めるものです。

3 計画の期間

第3期障がい者計画の期間は、平成27年度から平成32年度（2020年度）までの6年間とします。また、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

計 画		年 度					
		平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)
石狩市障がい者福祉計画	現行計画 第3期障がい者計画	→					
	新規策定 第5期障がい福祉計画				→		
	新規策定 第1期障がい児福祉計画				→		

4 計画改定の内容

計画改定に盛り込む第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の内容は、以下のとおりです。

5 計画改定の施行

計画の改定は、平成30年4月1日から施行するものとします。

第5期障がい福祉計画

1 成果目標の設定

障がいのある人を支援する観点から、次のような成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行数

項目	数 値	備 考
現在の全入所者数	73 人	※平成29年3月31日の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	7 人	※上記のうち、平成32年度（2020年度） 末時点の施設入所からグループホーム等へ地 域移行する入所者数（割合については地域生 活移行者数を全入所者数で除したもの）
	9.6 %	

② 施設入所者の減少見込数

項目	数 値	備 考
現在の 全入所者数（A）	73 人	※平成29年3月31日の施設入所者数
平成29年度 全入所者数（B）	71 人	※平成32年度（2020年度）末時点の施設 入所者数を見込む
【目標値】 削減見込（A-B）	2 人	※差引減少見込み数 （割合については削減見込人数を全入所者 （A）で除したもの）
	2.7 %	

(2) 福祉施設から一般就労への移行

① 一般就労移行者数

項目	数 値	備 考
平成28年度の 一般就労移行者数	8 人	※平成28年度において福祉施設を退所し、一般 就労した者の数
目標年度の年間一般就 労移行者数	12 人	※平成32年度（2020年度）において福祉 施設を退所し、一般就労する者の数

② 就労移行支援事業所利用者数

項目	数 値	備 考
平成28年度の就労移 行支援事業所利用者数	19 人	※平成29年3月の就労移行支援事業所利用者 数
目標年度末の就労移行 支援事業所利用者数	23 人	※平成32年度（2020年度）末の就労移行 支援事業所利用者数

※（1）及び（2）の目標値は、北海道の指針に基づき設定しています。

2 サービス必要量の見込

在宅生活に必要なサービスについて、自立した生活を心身ともに豊かにしてくれるよう、在宅福祉サービスをさらに推進します。具体的なサービスとしては次に掲げる障害者総合支援法の「指定障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」において提供されるサービスが多く含まれます。

(1) 指定障害福祉サービス

「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進（居住系）	
■ 共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営むことに支障のない障がいのある人に、夜間、共同生活を営むべき住居において、相談その他食事等の日常生活上の援助を行います。
■ 施設入所支援	施設入所者に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。

居住系サービス量の見込み

サービス体系		単位	平成28年度 (2016年度) ※参考値	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居住系	共同生活援助	人分	106	112	114	116
	施設入所支援	人分	73	73	72	71
全体		人分	179	185	186	187

「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進（訪問系）	
■ 居宅介護（ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。
■ 重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。
■ 行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人等であって、常時介護を要する者に介助や外出時の移動の支援などを提供します。
■ 重度障害者等包括支援	意思の疎通が著しく困難で、常時介護を要する障がい支援区分6の障がいのある人等であって、その介護の必要度が著しく高い方に障がい福祉サービスを包括的に提供します。
■ 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障がいのある人等であって、外出時に同行し、移動の援護や、外出先において必要な視覚的情報の支援、食事の介護などの支援を提供します。

訪問系サービス量の見込み

サービス体系	単位	平成28年度 (2016年度) ※参考値)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	時間分	1,333	1,550	1,600	1,650
重度訪問介護	//	394	405	410	415
行動援護	//	601	605	610	615
重度障害者等包括支援	//	0	10	15	20
同行援護	//	27	30	31	32

「指定障害福祉サービス」の充実と利用促進（日中活動系）	
■ 生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護が必要な障がいのある人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
■ 自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人に、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援を実施します。
■ 自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の必要がある知的障がい者・精神障がいのある人に、社会的リハビリテーションやサービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を実施します。
■ 就労移行支援	一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより就労等の見込まれる障がいのある人に対し、就労に必要な知識・能力向上のための訓練を一定期間実施します。
■ 就労継続支援（A型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない障がいのある人や就労経験のある障がいのある人等に、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図り、事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供したり、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援します。
■ 就労継続支援（B型）	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない障がいのある人や、一定年齢に達している障がいのある人等に、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）したり、工賃の支払い目標水準を設定し、額のアップを図り、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けて支援します。
■ 療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人に、病院等への入院による医学的管理の下、食事や入浴等の介護を提供したり、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ、聞き取り等のコミュニケーション支援を実施します。
■ 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

日中活動系サービス量の見込み

① 日中活動系サービス全体の見込量

サービス体系		単位	平成28年度 (2016年度) ※参考値	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日中活動系	生活介護	人分	159	167	171	176
	自立訓練(機能訓練)	人分	1	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人分	2	2	3	3
	就労移行支援	人分	18	20	21	22
	就労継続支援(A型)	人分	36	40	45	50
	就労継続支援(B型)	人分	87	93	95	98
	就労定着支援	人分	—	7	9	11
	療養介護	人分	14	15	15	16
	地域活動支援センター	人分	38	40	50	60
全体	人分	355	388	414	441	

※ 毎日の日中活動系サービス利用者の全体像を整理するため、地域活動支援センターを含め、短期入所を除く。

※ サービスの見込量にあわせ、1ヶ月あたりの平均利用者数を推計。

※ 就労定着支援は平成30年度からの新規事業。

② 日中活動系サービスの見込量

サービス体系	単位	平成28年度 (2016年度) ※参考値	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活介護	人日分	3,355	3,387	3,403	3,420
自立訓練(機能訓練)	人日分	1	30	30	30
自立訓練(生活訓練)	人日分	10	44	66	66
就労移行支援	人日分	310	345	360	375
就労継続支援(A型)	人日分	716	800	1,000	1,200
就労継続支援(B型)	人日分	1,566	1,600	1,640	1,700
就労定着支援	人日分	—	7	9	11
療養介護	人日分	420	430	440	451
短期入所	人日分	145	200	216	232

※ サービスの利用見込量を整理。

※ 人日分とは、1ヶ月あたりの利用見込み日数を、人数に乗じた数値。

※ 就労定着支援は平成30年度からの新規事業。

「相談支援」の充実と利用促進
<p>■ 計画相談支援 障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障がいのある人が支給決定の際に、必要なサービス等利用計画を作成します。</p>
<p>■ 地域移行支援 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がいのある人が、退所・退院し、地域生活へ移行する際に必要な相談支援をします。</p>
<p>■ 地域定着支援 地域に移行し、居宅において単身または家庭の状況により同居していた家族による支援を受けられない障がいのある人が、地域での生活において必要な相談支援をします。</p>

福祉サービス支給決定時にサービス等利用計画(者)、障がい児支援利用計画(児)を作成し支給決定後、厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況をモニタリングし利用計画を見直します。

相談支援の見込み

サービス体系	単位	平成28年度 (2016年度) ※参考値	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
計画相談支援	人分	170	200	210	220
地域移行支援	//	0	5	5	5
地域定着支援	//	0	3	3	3

(2) 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」の充実と利用促進
<p>■ 相談支援事業</p> <p>一般的な相談支援に加え、地域生活支援事業として必要な方へのケアマネジメントなどを行う相談支援事業が市町村の必須事業として位置づけられ、民間の相談支援事業者を指定し、委託もできるようになります。市町村相談支援機能強化事業・居住サポート事業・成年後見制度利用支援事業などに区分されます。</p>
<p>■ コミュニケーション支援事業</p> <p>聴覚障がいのある人等のための意志疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳者設置事業に区分されます。</p>
<p>■ 日常生活用具給付等事業</p> <p>障がいに応じて必要な様々な日常生活用具（特殊寝台、入浴補助用具、住宅改修、ストマ用装具、点字器、歩行補助つえ等）を給付します。</p>
<p>■ 移動支援事業</p> <p>重度訪問介護、行動援護、包括支援の対象者以外の外出の際の移動支援を行います。</p>
<p>■ 地域活動支援センター事業</p> <p>創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与します。</p>
<p>■ その他事業</p> <p>市町村が地域状況を踏まえ必要に応じ任意に実施する事業です。本市で実施する事業は以下のとおりです。</p>
<p>● 日中一時支援事業</p> <p>日中において監護者がおらず、一時的に見守り等が必要な障がい児（者）を適切な場所で預かり、支援を行います。</p>
<p>● 訪問入浴サービス事業</p> <p>入浴が困難な在宅の身体障がいのある人の居宅を特殊車輛で訪問して入浴の介護を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図ります。</p>
<p>● 生活サポート事業</p> <p>障害程度区分により介護給付が非該当となっている方で、日常生活に支障をきたすおそれのある障がいのある人等にホームヘルパーを派遣し、生活支援・家事援助を行い、地域での自立した生活の促進を図ります。</p>
<p>● 更生訓練費給付事業</p> <p>身体障がい者更生施設等に入所・通所し、自立訓練や就労訓練を受けている方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。</p>
<p>● 自動車運転免許取得・改造助成事業</p> <p>身体障がいのある人が就労等のため自動車運転免許を取得する場合の費用の一部助成と重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自ら所有し運転する自動車の操向装置等を改造した場合の費用の一部助成を行い、社会復帰の促進を図ります。</p>

地域生活支援事業の見込み

事業名	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	実施見込み箇所数	利用見込み件数	実施見込み箇所数	利用見込み件数	実施見込み箇所数	利用見込み件数
(1) 相談支援事業						
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	3箇所	—	3箇所	—	3箇所	—
イ 地域自立支援協議会	1箇所	—	1箇所	—	1箇所	—
② 市町村相談支援機能強化事業	1箇所	—	1箇所	—	1箇所	—
③ 住宅入居等支援事業	1箇所	—	1箇所	—	1箇所	—
④ 成年後見制度利用支援事業	—	2人	—	3人	—	4人
(2) コミュニケーション支援事業		50人		55人		60人
(3) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数						
① 介護・訓練支援用具		7件		8件		9件
② 自立生活支援用具		20件		21件		22件
③ 在宅療養等支援用具		15件		16件		17件
④ 情報・意思疎通支援用具		17件		18件		19件
⑤ 排泄管理支援用具		1,400件		1,410件		1,420件
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		5件		6件		7件
(4) 移動支援事業	50箇所	200人	50箇所	210人	50箇所	220人
	延べ10,500時間		延べ11,000時間		延べ11,500時間	
(5) 地域活動支援センター事業						
① 基礎的事業	4箇所	40人	5箇所	50人	5箇所	60人
② 機能強化事業	4箇所	—	5箇所	—	5箇所	—
(6) その他事業						
① 日中一時支援事業	—	15件	—	15件	—	15件
② 訪問入浴サービス事業	—	3件	—	3件	—	3件
③ 生活サポート事業	—	1件	—	1件	—	1件
④ 更生訓練費給付事業	—	3件	—	3件	—	3件
⑤ 自動車運転免許取得 ・改造助成事業	—	3件	—	3件	—	3件

3 見込量確保の方策

障がい福祉サービス等の必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズ把握に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

第1期障がい児福祉計画

児童福祉法の改正により、平成30年度から市町村は基本指針に即して障がい児通所支援や相談支援などの提供体制の確保等に関する実施計画を策定することが義務付けられました。

本計画は、石狩市における「障がい児福祉に関する行動計画」となります。

障害児福祉計画の策定に係る国の基本指針及び北海道の基本的方針に基づき、障がい児支援の提供体制の整備等に関し、次のとおり成果目標を設定します。

1 成果目標の設定

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の実施

児童発達支援センターについて、平成32年度（2020年度）末までに設置は予定していません。今後、他市の動向等を見据えて、児童発達支援センターの設置について引続き検討していきます。

① 児童発達支援センターの設置

項目	数値	摘要
現在の設置数	設置なし	※平成29年12月1日の施設数
目標年度設置数	検討中	※平成32年度（2020年度）末時点の施設数

② 保育所等訪問支援の実施

項目	数値	摘要
現在の事業所数	1か所	※平成29年12月1日の事業所数
目標年度事業所数	1か所	※平成32年度（2020年度）末時点の事業所数

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障害児を支援する事業所をそれぞれ1か所以上確保する体制を維持します。

① 児童発達支援事業所の確保

項目	数値	摘要
現在の事業所数	1か所	※平成29年12月1日の事業所数
目標年度事業所数	1か所	※平成32年度（2020年度）末時点の事業所数

② 放課後等デイサービスの確保

項目	数値	摘要
現在の事業所数	1か所	※平成29年12月1日の事業所数
目標年度事業所数	1か所	※平成32年度（2020年度）末時点の事業所数

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成 30 年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

項 目	数 値	摘 要
現在の設置数	0か所	※平成 29 年 12 月 1 日の設置数
目標年度設置数	1か所	※平成 30 年度（2018 年度）末時点の設置数

2 サービス必要量の見込

(1) 児童発達支援

就学前の障がいのあるお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

区 分	平成 28 年度 (2016 年度) ※参考値	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人/月)	103人	113人	118人	124人
利 用 量 (人日/月)	716人日	926人日	967人日	1,016人日

(2) 医療型児童発達支援

就学前の障がいのあるお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び医療的ケアを行います。

区 分	平成 28 年度 (2016 年度) ※参考値	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人/月)	0人	3人	3人	3人
利 用 量 (人日/月)	0人日	60人日	60人日	60人日

(3) 放課後等デイサービス

就学している障がいのあるお子さんに対し、放課後や長期休業期間等に生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

区 分	平成 28 年度 (2016 年度) ※参考値	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人/月)	121人	130人	135人	140人
利 用 量 (人日/月)	1,657人日	1,820人日	1,890人日	1,960人日

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がいのあるお子さんに対して、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

区 分	平成 28 年度 (2016 年度) ※参考値	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数 (人/月)	4人	5人	5人	5人
利 用 量 (人日/月)	8人日	10人日	10人日	10人日

(5) 居宅訪問型児童発達支援（新規）

重度の障がいにより外出が著しく困難な障がいのあるお子さんに対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与などの支援を行います。

区 分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人／月）	1 人	1 人	1 人
利 用 量（人日／月）	1 人日	1 人日	1 人日

(6) 障がい児相談支援

障がいのあるお子さんが児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画を作成します。利用開始後は一定の期間ごとにモニタリング等の支援を行います。

区 分	平成 28 年度 (2016 年度) ※参考値	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人／年）	93 人	103 人	108 人	112 人

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置（新規）

人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を必要とする障がいのあるお子さん（医療的ケア児）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を配置します。

区 分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
利用者数（人）	0 人	1 人	1 人

3 見込量確保の方策

児童発達支援、放課後等デイサービスについては需要増が見込まれるため、関係機関と連携し、サービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。

医療型児童発達支援と保育所等訪問支援は、利用ニーズを的確に把握し、利用者の求めに応じたサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。

障がい児相談支援も需要増が見込まれますので、相談事業所の設置を促進するとともに、利用者に対する適切な支援とモニタリングの実施に努めます。